子どもの心の診療ネットワーク事業について

- 〇 「子どもの心の診療拠点病院機構推進事業」(平成20年度から3年間のモデル事業)の評価
 - ・地域の診療連携や地域の診療関係者の研修等は、地域の子どもの心の診療体制整備に寄与
 - ・患者の相談すべき医療機関等について適切な情報提供が行われていると推測
 - ・地域の子どもの心の診療体制の構築のために重要な役割を果たしていると考えられる

(「子どもの心の診療拠点病院の整備に関する有識者会議」意見)



平成23年度から「子どもの心の診療ネットワーク事業」として、事業の本格実施を図る。

子どもの心の診療ネットワーク事業(都道府県)

様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉関係機関等と連携した支援体制の構築を図る。

□ 事業内容

- 地域の医療機関や、関係機関から相談を受けた困難な症例に対する診療支援や医学的支援(アドバイス)
- 子どもの心の問題に関する地域の関係機関の連携会議の 開催
- 医師、関係専門職に対する研修の実施、関係機関・施設の 職員に対する講習会の開催
- 問題行動事例発生時やPTSD対応など専門家派遣
- 専門機関に対する情報提供、地域住民に対する普及啓発 等
- ※事業内容の詳細は検討中である。

<u>中央拠点病院の整備(国立成育医療研究センター)</u>

人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を行う。

□ 事業内容

- 都道府県拠点病院に対する技術的助言、連携会議の開催
- 都道府県間格差の解消と医療水準の底上げの推進
- 強度の問題行動事例やPTSDへの対応などのための都道府 県拠点病院等への専門家の派遣
- 専門医や関係専門職の養成
- 基盤的研究の実施、都道府県拠点病院における調査結果の 高度な研究・解析
- 国内外の最新の医学的知見の収集、情報発信